

第三者審査報告書

平成 20 年 6 月 6 日

新日本石油株式会社

代表取締役社長 西尾 進路 殿

株式会社トーマツ審査評価機構

代表取締役社長

稲永 弘



1. 審査の対象及び目的

当審査評価機構は、新日本石油株式会社(以下「会社」という)が作成した「新日本石油グループ CSRレポート2008」(以下「CSRレポート」という)について審査を実施した。審査の目的は、CSRレポートP.7～P.12に記載されている2007年度の重要な環境定量情報が、「環境報告ガイドライン2007年版」(環境省)及び「GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2006」を参考にし、会社が採用した算出方法等に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することを目的として審査を実施した。

2. 経営者及びCSRレポートの審査を行う者の責任

CSRレポートの作成責任は会社の経営者にあり、当審査評価機構の責任は、独立の立場からCSRレポートに対する結論を表明することにある。

3. 実施した審査の概要

当審査評価機構は、当該審査の結論表明にあたって限定的な保証を与えるために十分に有意な水準の基礎を得るため、「国際保証業務基準(International Standard on Assurance Engagements)3000」(2003年12月国際会計士連盟)及び「環境報告書審査基準案」(平成16年3月 環境省)を参考に審査を行った。

審査の手続の概要は、CSRレポートP.7～P.12に掲載されている2007年度の重要な環境定量情報について、サンプリングにより集計表とその基礎資料との照合、作成責任者及び担当者に対する質問、関連する議事録・規程・ISO関連資料等の閲覧及び照合、事業所視察、その他根拠資料となる内部資料及び外部資料で利用可能なデータと比較し検討した。

4. 結論

「3. 実施した審査の概要」に記載した審査手続を実施した限りにおいて、CSRレポートP.7～P.12に記載されている2007年度の重要な環境定量情報が、「環境報告ガイドライン2007年版」(環境省)及び「GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2006」を参考にし、会社が採用した算出方法等に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

5. 特定の利害関係

会社と当審査評価機構又は審査人との間には、わが国の公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以上